

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令参照条文

目次

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	（抄）	1
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）	（抄）	2
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	（抄）	2
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	（抄）	3
特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）	（抄）	5
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）	（抄）	6
特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）	（抄）	7
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）	（抄）	7
信託法（平成十八年法律第八号）	（抄）	8
信託法施行令（平成十九年政令第九十九号）	（抄）	8

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（暴力的要求行為の禁止）

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～三（略）

四 縄張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。以下同じ。）内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること。

五～二十七（略）

（特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等の禁止行為）

第十五条の三 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 当該対立抗争に係る他の指定暴力団等の指定暴力団員（当該特定抗争指定暴力団等が内部抗争に係る特定抗争指定暴力団等である場合にあっては、当該内部抗争に係る集団（自己が所属する集団を除く。）に所属する指定暴力団員。以下この号において「対立指定暴力団員」という。）につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をつろつくこと。

三 多数で集合することその他当該対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為を行うこと。

2（略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の規定による命令に違反した者

二 第十五条の三の規定に違反した者

三 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、第三十条の八第一項に規定する警戒区域において又は当該警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に
関して、暴力的要求行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）（抄）

（審査専門委員）

第二条 法第三十八条第一項の審査専門委員（以下この条において「審査専門委員」という。）の任期は、二年とする。

2 審査専門委員は、再任されることができる。

3 審査専門委員は、非常勤とする。

（警察庁長官への権限の委任）

第三条 法第三十六条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による決定及び通報並びに同条第三項の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

（方面公安委員会への権限の委任）

第四条 法第四十一条各号に掲げる事務以外の法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第三十二条の二第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令及び同条第六項の規定による取消しに関する事務を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二（略）

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしない。

一・二（略）

三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

3 6 (略)

(許可の取消し及び仮領置)

第十一条 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

五 (略)

2 1 1 (略)

(年少射撃資格の認定の取消し)

第十一条の三 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当該年少射撃資格の認定を取り消さなければならない。

一 二 (略)

三 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

2 (略)

(経過措置)

第三十条の二 この法律の規定に基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号) (抄)

(人の生命又は身体を害する罪等)

第十二条 (略)

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一〇二十四 (略)

- 二十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪
- 二十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。)又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪
- 二十七 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。)
- 二十八 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百三十一条第四項に規定する罪
- 二十九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百五十五条に規定する罪
- 三十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第四十一条に規定する罪
- 三十一 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第三百十一条第六項に規定する罪
- 三十二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第八条に規定する罪
- 三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条(同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。)、第四条(同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。)
- 三十四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪
- 三十五 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十六条に規定する罪
- 三十六 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百七十一条に規定する罪
- 三十七 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第一項又は第二項に規定する罪
- 三十八 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百七十二号又は第二百七十五条に規定する罪
- 三十九 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百七十条第四項に規定する罪
- 四十 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)第六十四条に規定する罪
- 四十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。)

四十二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条又は第百十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

四十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（禁止行為）

第六条（略）

2（略）

3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4（略）

（禁止行為）

第二十一条（略）

2（略）

3 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

（禁止行為）

第三十四条（略）

2（略）

3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4（略）

（禁止行為）

第四十四条（略）

2 (略)

3 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(禁止行為)

第五十二条 (略)

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

3 (略)

第七十条 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号) (抄)

(法第三十七条第二項の政令で定める基準)

第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ (略)

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の二第七項を除く。(の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律

第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二)チ (略)

三 (略)

特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号) (抄)

(法第四十九条第三項の政令で定める基準)

第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ (略)

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の二第七項を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二)チ (略)

三 (略)

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号) (抄)

(法第一百七条第二項の政令で定める基準)

第十六条 法第一百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ (略)

八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二）又 (略)

三 (略)

信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

附 則

（受益者の定めのない信託に関する経過措置）

3 受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀（し）、宗教その他公益を目的とするものを除く。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。

信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）（抄）

（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人）

第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

一 (略)

二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）の規定（同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係るものを除く。）若しくは信託業法（平成十六年法律第五十四号）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ（略）